

(配布資料)

第1回笠原幼保小中一貫教育研究会

令和2年9月15日

多治見市教育委員会 教育推進課

<はじめに>

小中一貫教育とは

小学校6年間と中学校3年間で**9年間で
ひとつの学びとする**系統的な教育のこと

小1～6年生、中1～3年生 → 1～9年生

※現在の笠原は、幼保小中連携教育

小中一貫教育校には3種類あり(3類型)

- ①**義務教育学校** ←導入を検討しているのはこちら
- ②併設型の小中学校
- ③連携型の小中学校(ほぼ該当なし)

<次第4>研究会の概要

(1)研究会設置要綱(抜粋)

【根拠法令】

多治見市笠原幼保小中一貫教育研究会設置要綱（令和2年9月4日施行）

第1条(目的と設置)

多治見市笠原校区の幼稚園、保育園、小学校及び中学校を対象とした義務教育学校を含む一貫教育に関し、一貫教育の有効性と円滑かつ効果的な教育課程の導入等について調査及び研究を行うため、多治見市笠原幼保小中一貫教育研究会を設置する。

第2条(所掌事項)

研究会は、これまでの笠原幼保小中一貫教育の成果と実情を踏まえた一貫教育に関する基本方針及び一貫教育に関し必要な事項について調査及び研究する。

第4条(任期)

委員の任期は、笠原幼保小中一貫教育に関する調査及び研究報告書を教育委員会に提出することをもって終わるものとする。

＜次第4＞研究会の概要

(2) 笠原地区である理由

多治見市では、教育の質をさらに高めるため、笠原地区に一貫教育校の設置を検討しています。

既存の教育制度の教育の質を、さらに高めることができる制度として、一貫教育校制度があり、全国的にも一貫教育による教育効果は高いとされています。

笠原地区では、平成15年度からすでに「笠原校区幼保小中一貫教育推進協議会」を立ち上げており、英語活動を主軸とした、道徳、読書、学力向上に注力した先進的な教育活動で高い成果を上げています。

多治見市内において、協議会までも有し一貫教育の確固たる素地が確立されているのは笠原地区のみであり、一貫教育校の導入を考えた時、最も円滑で最も効果的であるのは笠原地区を除いて他にありません。

→ 笠原でこれまで培った一貫教育の成果を踏まえ、より高い教育効果が出るよう学校のあり方を変えていきたい。笠原一貫教育校の導入に向け、この研究会にて、笠原の皆様のご意見をお聞かせください。

<次第4> 研究会の概要

(3) 研究会のスケジュール

【全体の大まかなスケジュール見込み】



<次第4>研究会の概要

(3)研究会のスケジュール

【研究会の会議スケジュール】全10回を予定

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
研究会 1回目	研究会 2回目	研究会 3回目 中間報 告書の 作成	【拡大】 研究会 4回目	【拡大】 研究会 5回目	【拡大】 研究会 6回目	【拡大】 研究会 7回目	【拡大】 研究会 8回目	【拡大】 研究会 9回目	【拡大】 研究会 10回目 最終ま とめ報 告書の 作成	※ 予備月


- ・4回目以降は委員を5名ほど増員し、研究会を拡大化して実施
- ・4月の年度替わり時は、市教委で委員変更の手続きを実施
- ・建設検討委員会は設置せず、研究会でその内容も研究

＜次第5＞小中一貫教育校について

(1)小中一貫教育とは

小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し
9年間を通じた教育課程を編成した系統的な教育
(現在の笠原は、幼保小中連携教育)

小中一貫教育校には3種類あり(3類型)

- ①義務教育学校  導入を検討しているのはこちら
- ②併設型の小中学校
- ③連携型の小中学校(ほぼ該当なし)

<次第5>小中一貫教育校について

(2)小中一貫教育校の3類型 ※2校間での場合

類型	組織運営	就業年限	免許	備考
①義務教育学校	校長1人 組織1つ	全9年 (前期6年+ 後期3年)	原則、小・ 中とも免許 が必要	9年間の学 年区切りの 設定可能
②併設型の小中学校	校長2人 組織1つ	小学校6年 中学校3年	所属学校 の免許の みで可	義務教育学 校に準じる 必要あり
③連携型の小中学校	校長2人 組織2つ	小学校6年 中学校3年	所属学校 の免許の みで可	(例)市をま たいでいる 2校間での 場合

<次第5>小中一貫教育校について

(2)小中一貫教育校の3類型

小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係

小中連携教育

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育

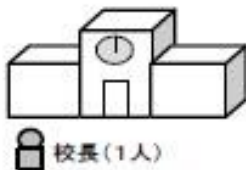
小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、体系的な教育を目指す教育

①義務教育学校

・新たな学校種(一つの学校)

⇒一人の校長、
一つの教職員組織

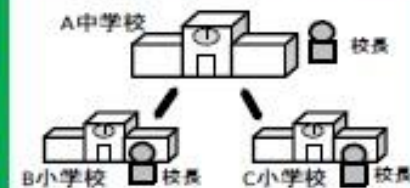
修業年限:9年
(前期課程6年+後期課程3年)



小中一貫型小学校・中学校

・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

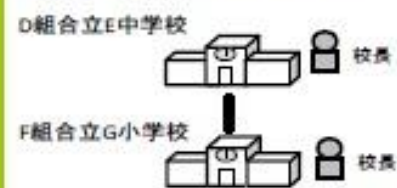
②併設型小学校・中学校 (同一の設置者)



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件

- 例・組合調整を担う校長を定める
- ・学校運営協議会の合同授業
- ・校長室を併設

③連携型小学校・中学校 (異なる設置者)



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。

<次第6> 義務教育学校について

(1) 義務教育学校とは

- 一つの教職員組織で、一人の校長のもと、義務教育9年間での学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を、編成・実施する新しい種類の学校です。
- 心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を、基礎的なものから9年間一貫して実施します。
- 修業年限は9年間ですが、転出入する児童生徒への配慮等から、前期6年と後期3年の課程に区分し、基本的には、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用されます。
- その上で、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を、設置者の判断で実施することが認められています。

＜次第6＞義務教育学校について

(1) 義務教育学校とは

- 義務教育学校は、9年の課程が、小学校相当の前期6年、中学校相当の後期3年に区分されていますが、1年生から9年生までの児童生徒が1つの学校に通うという特質を生かして、9年間の教育課程において「4年-3年-2年」や「5年-4年」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが可能になります。
- 教員の免許状については、小学校及び中学校の免許状の両方を併有することを原則としつつ、当分の間は、小学校又は中学校の免許状のどちらかを持っていれば、義務教育学校の教諭（講師）となることができることとされています。
- 令和2年度実績：全国に126校（R1：94校、H30：82校、H29：48校）

＜次第6＞義務教育学校について

(2) 義務教育学校のメリット

- 小学生時期での教科担任制の導入が可能。
- 小中学校の区切りが緩やかに連続することで、学力向上に向けた取り組みや、異年齢交流に幅ができるほか、地域の実情に応じた柔軟なカリキュラムを編成することが可能。
- 小中教員間の情報共有が容易で綿密になり、教員間での連携や相互サポートはもちろんのこと、支援が必要な児童生徒へのケア体制の充実も図ることが可能。
- いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる、小→中へのステップアップの際に生じる不適應リスクや、その結果による不登校問題解消への効果が見込める。
- 柔軟な学年区切りの設定が可能(「4-3-2」や「5-4」等)。
- 小中一貫した部活動の実施が可能。

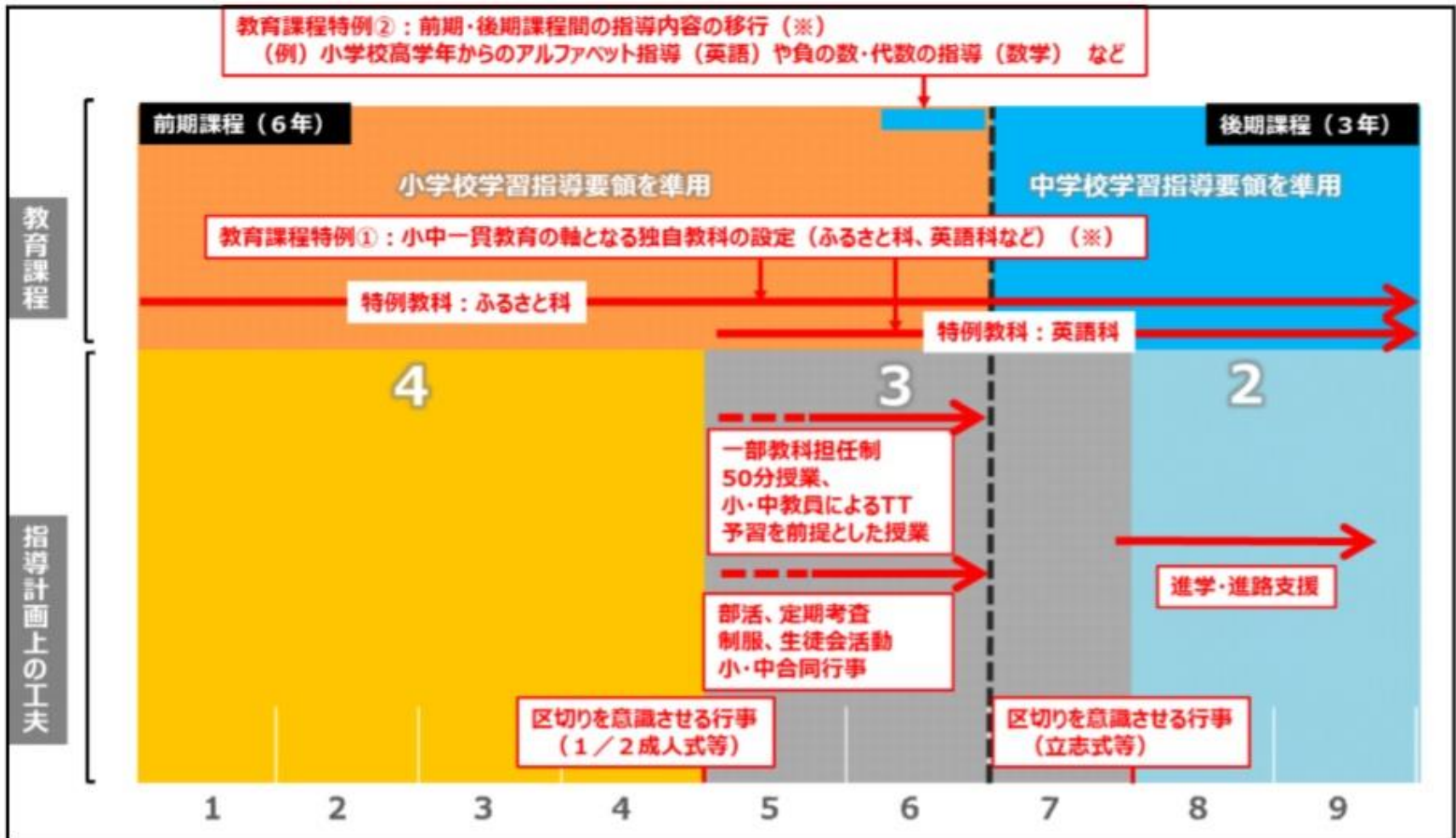
＜次第6＞義務教育学校について

(2) 義務教育学校のデメリット

- 人間関係の長期固定化。
- 小学6年生時における最上級生としての自覚損失。
- 義務教育学校でない他の学校との表現等の差異。
(例) 7年生←中学1年生、9年生←中学3年生

<次第6> 義務教育学校について

(3) 学年区切りの柔軟な設定



<次第7> 近隣の義務教育学校

東海4県における義務教育学校について(全7校)

県	学校名	所在地	設置年月	児童生徒数	学年区切	視察
岐阜県	羽島市立桑原学園	羽島市桑原町八神3315-1	H29.4	165人	4-2-3	H29済
岐阜県	白川村立白川郷学園	大野郡白川村鳩谷614-1	H29.4	114人	4-2-3	R1済
岐阜県	岐阜大学教育学部附属小中学校	岐阜市加納大手町74	R2.4	1,074人	4-3-2	—
愛知県	西尾市立佐久島しおさい学校	一色町佐久島影無50	R1.4	25人	6-3 複式	—
愛知県	飛島村立飛島学園	海部郡飛島村松之郷3-21	R2.4	412人	4-3-2	—
三重県	津市立みさとの丘学園	津市美里町三郷84	H29.4	272人	4-2-3	—
静岡県	伊豆市立土肥小中一貫校	伊豆市土肥2701-1	H30.4	117人	4-3-2	—

※令和2年4月1日現在

＜次第8＞義務教育学校の視察報告

これまで市教委で視察した義務教育学校（全4校）

県	学校名	所在地	設置年月	児童生徒数	学年区切	視察日
岐阜県	羽島市立桑原学園	羽島市桑原町八神3315-1	H29.4	165人	4-2-3	H29.12.21
和歌山県	和歌山市立伏虎義務教育学校	和歌山市鷺ノ森南ノ丁1	H29.4	703人	4-3-2	H30.10.12
岐阜県	白川村立白川郷学園	大野郡白川村鳩谷614-1	H29.4	114人	4-2-3	R1.11.21
福井県	福井大学教育学部附属義務教育学校	福井市二の宮4-45-1	H29.4	724人	6-3	R1.11.22

<次第8> 義務教育学校の視察報告

① 羽島市立桑原学園 (H29.12.21視察)

【設置年月】H29. 4

【児童生徒数】165人

【学年区切】4-2-3

(学校の写真)

<次第8> 義務教育学校の視察報告

②和歌山市立伏虎義務教育学校（H30.10.12視察）

【設置年月】H29. 4

【児童生徒数】703人

【学年区切】4-3-2

（学校の写真）

＜次第8＞義務教育学校の視察報告

③白川村立白川郷学園（R1.11.21視察）

【設置年月】H29. 4

【児童生徒数】114人

【学年区切】4-2-3

（学校の写真）

<次第8> 義務教育学校の視察報告

④ 福井大学教育学部附属義務教育学校 (R1.11.22視察)

【設置年月】H29. 4

【児童生徒数】724人

【学年区切】6-3

(学校の写真)

＜次第8＞義務教育学校の視察報告

これまでに4校を視察

規模があまり大きくない校区における
単一の学校間による「義務教育学校」化は、
教育の質の向上に極めて大きな効果あり。
また、スムーズに移行できることを確認。

視察報告終

＜次第9＞Q&A

笠原幼保小中一貫教育に関するQ&A

Q1 一貫教育校となった場合は、学校の名称も変わるの？

→A1 変わります。

他市ですと、〇〇学園という名称が多いようですが、
〇〇義務教育学校、〇〇一貫校もあります。
また、校歌や校章、教育目標なども新規となります。

**Q2 校長先生が一人になるだけでなく、その他の先生も減って
学校環境が悪化するのでは？**

→A2 その他の先生が減ることはありません。小学校と中学校
の先生が相互にフォローし合えるようになるため、視察の
結果からも明らかですが、大きな環境改善が見込めます。
また、職員間のコミュニケーション・情報共有の拡大推進
のためには、小中共同である職員室の設置は必須だと
考えています。

＜次第9＞Q&A

笠原幼保小中一貫教育に関するQ&A

Q3 小学校で学ぶべきこと、中学校で学ぶべきことがごちゃごちゃに混ざって、特に、転入や転出が発生した場合はかえって悪影響となるのでは？

→A3 一貫教育校となっても、前半の6年間は小学校の学習指導要領に、後半の3年間は中学校の学習指導要領にのっとるため悪影響とはなりません。

Q4 一貫教育校の設置場所はどこを想定しているの？

→A4 笠原町内の既設の学校敷地で検討しています。

Q5 現在よりも学校までの距離が遠くなったり、登下校にかかる時間が長くなる場合もあるのでは？

→A5 設置場所に付随する重要な問題だと認識しています。その影響を最小限にできるよう検討しています。

＜次第9＞Q&A

笠原幼保小中一貫教育に関するQ&A

Q6 今の小学校と中学校の場所に、それぞれ新しく小学校と中学校を建設して、なおかつ一貫教育制度を導入するといった運用での一貫教育校化は可能ですか？

→A6 可能か不可能かだけを言えば可能です。ただし、一貫教育の効果を最大限に発揮するためには、あえて学校を分けて建設することで得られるメリットは何もありません。建設コストについても同様です。

Q7 コロナやICTに対応した学校となることも望んでいますが、そのような意見や要望を、この研究会で発していいの？

→A7 是非お願いします。そのための研究会となります。ハード的な内容については、主に4回目以降の研究会で議題とさせていただきます。

＜次第9＞Q&A

笠原幼保小中一貫教育に関するQ&A

Q8 一般的なことについては、イメージすることができましたが結局のところ、この笠原町にとってどうなりますか？
これまで培ってきた幼保小中一貫教育は、なくなってしまうのでしょうか？

→A8 笠原で培ってきた幼保小中一貫教育がなくなることはありません。むしろ、さらに一貫教育をすすめ、笠原の教育の質を向上させるためのものです。
見た目で分かりやすいのは、小中の校舎がひとつとなり7・8・9年生ができること、中学校の先生が小学校の授業を受け持ったり、小・中学生全員がひとつになって行う授業やイベントが容易に可能になること、などです。

＜次第11＞次回以降の研究会について

第2回目と第3回目のスケジュール確認

- 第2回:10月13日(火) 午後7:00～ 笠原小学校会議室
議 題:義務教育学校の有効性について
教育課程の学年区切りについて
異学年交流について
インクルーシブ教育について
地域拠点としての学校について 等
- 第3回:11月10日(火) 午後7:00～ 笠原小学校会議室
議 題:新しい教育目標や合言葉を作るとしたら
幼保小中の連携について
これまでの内容統括(中間報告書の作成) 等

第1回笠原幼保小中一貫教育研究会

本日の次第は以上です。